

明石こどもセンター（児童相談所）の開設について

これまで、平成31年4月の開所に向けて、市独自の児童相談所である明石こどもセンターの準備を進めてきましたが、その概要について報告するものです。

1 明石こどもセンター運営の基本方針

明石こどもセンターでは、市民に最も近い基礎自治体である中核市が設置する児童相談所として、「こどものための児童相談所」であることを念頭に、「こどもの利益」を最優先に位置付け、こども目線に立った運営・対応を徹底します。

そこで、以下の基本方針のもと、業務を実施していきたいと考えています。

- ▶ 豊富な情報量を活かして、こどもの命を守るため迅速かつ的確に対応します。
- ▶ 様々な施策の直接的な実施主体であること活かして、こどもの幸せのため、総合的かつ継続的に、よりきめ細かに支援します。
- ▶ 地域との密接なつながりを活かして、地域に根差したこどもの見守りを行うとともに、社会的養護の担い手の拡大に向けた取り組みを実施します。

2 業務実施体制

上記の基本方針を踏まえて、家庭にかかる幅広い相談・課題等に対し、的確に対応できるように、以下のような組織体制で業務を実施していきます。

部署	業務内容
緊急支援課	・緊急的な対応を必要とする児童虐待等について迅速かつ的確に対応する。
こども支援課	・こどもの養護など、幅広いこども・家庭にかかる諸課題に対し総合的かつ一貫性を持って支援を実施する。 ・療育手帳等の判定など、障害相談をはじめとしたこどもの育成等の相談に応じ、支援する。
さとおや課	・里親登録、支援にかかる業務を実施するとともに、家庭復帰にかかる親への支援を実施する。
こども保護課	・緊急的に養育が必要となるこどもに対し、安全で家庭的な環境を提供し、必要な調査や支援等を実施する。
総務課	・センターの施設管理や総務管理業務を実施する。

これらの組織において、円滑かつ効果的に業務を実施できるように、児童福祉司や児童心理司、児童指導員、弁護士、保健師、指導主事、警察OBなど専門的知識や技術を有する職員を確保し、配置します。

3 療育手帳の交付

児童相談所設置にかかるさらなる市民サービスの向上に向けて、国に対し、児童相談所を設置する中核市でも療育手帳が交付できるよう権限委譲を要望してきましたが、これを受けて、この度、国の通知改正がなされることから、都道府県や政令市以外の児童相談所設置市においても、療育手帳を交付することができるようになりました。

そこで、本市では、明石こどもセンター開設後、市内の対象となるこどもについて、市で判定を行うことに加え、市として療育手帳を交付することによって、交付手続きの簡素化等による交付手続きのスピードアップを実現します。

【交付の流れ】

	従前 (平成31年3月31日まで)	センター開設後 (平成31年4月1日以降)
判定・ 交付 フロー	①申請受付（市障害福祉課） ↓ 県へ送付・進達	①申請受付（市障害福祉課） ↓
	②判定（兵庫県） ↓	②判定 <u>（明石こどもセンター）</u> ↓
	③交付決定・手帳発行（兵庫県） ↓ 県から送付	③交付決定・手帳発行 <u>（明石こどもセンター）</u> ↓
	④送付（市障害福祉課）	④送付（市障害福祉課）

※療育手帳既交付者に対し、療育手帳判定・交付機関の変更を順次連絡しています。

4 その他

(1) 関係機関とのさらなる連携の強化

同センター開設による関係機関との連携の強化を図る観点から、現在のあかし里親相談室（明石駅前再開発ビル5階）を発展させ、「あかし里親センター」とし、あかし保健所1階の空きスペースに移転します。また、あわせて、あかしこども財団事務所も同様に移転します。

さらに、同センター隣接地である市有駐車場に、児童虐待等に対する高度な研修を実施する機関である（仮称）関西こども研修センター（あかし研修所）を設置することにより、明石こどもセンターを中心に、あかし里親センター、あかしこども財団、研修センターの密接な連携による量だけでなく質も充実した総合的なこども施策の推進を図ってまいります。

(2) 子育て支援センター等の移設

こども施策の総合拠点としての明石こどもセンター設置に伴い、周辺機能のさらなる強化を図るため、現在、イオン明石内に仮移転している子育て支援センターおおくぼを同施設横に移設するとともに、こどもがより一層、気軽に本に親しむことのできる環境を整える観点から、支援センターの2階部分にこども図書館を設置します。